

令和 6 年 3 月 7 日
政策経営部財政課

使用料等改定の検討結果について

1 使用料等の分析について

(1) 検証結果

- ・ 改定料金の反映等により最大徴収使用料は増加した一方、物価高の影響等から光熱水費や委託料（清掃・保守等）の上昇などにより、使用料対象経費（維持管理コスト）は増加傾向
- ・ 改定料金を反映させた場合の乖離は、改定前との比較において縮小傾向にあるが、特例的措置を実施している現状では、乖離は概ね拡大

【参考：乖離率の推移（平成 30 年度決算～令和 4 年度決算）】

施設系統	30 年度	元年度	2 年度 ※10 月～改定	3 年度 ※改定平年度化	4 年度 ※現状
文化 センター系	1.83	1.91	1.72 (1.88)	1.60 (1.90)	1.72 (2.04)
スポーツ 施設系	2.10	2.10	2.04 (2.22)	1.90 (2.23)	1.90 (2.21)
区民館系	2.23	2.26	1.97 (2.12)	1.82 (2.10)	1.94 (2.23)
全施設	2.15	2.09	1.97 (2.15)	1.84 (2.16)	1.89 (2.22)

※数値は、維持管理コスト／最大徴収使用料

※令和 2 年度から令和 4 年度の乖離率は、特例的措置を反映した値を括弧書きで記載

(2) 改定方針

- ・ 前回の改定時には、使用料等を 20% 引上げる改定を行ったものの、新型コロナの影響を鑑み、令和 2 年 10 月から改定前の使用料等に据置く特例的措置を決定し、その後も特例的措置を継続しており、その結果、改定後の使用料等を徴収していない状況が続いている
- ・ 令和 2 年 10 月からの改定を反映させた原価計算の結果、全施設での維持管理コストと最大徴収使用料の乖離率は 1.89 となり、乖離解消のため、公費と受益者負担の割合を 1 : 1 とした場合は 40% の引上げ、前回改定時と同様に、激変緩和措置として 3 : 1 とした場合でも 20% の引上げとなる
- ・ 今回の分析結果を踏まえ使用料等を改定した場合、特例的措置の終了が加わることで、短期間のうちに 2 段階の負担増となり、施設利用者に多大な影響が生じる
- ・ 受益者負担の原則から、施設利用者による適正な負担は必要であるものの、総合的に勘案して今回の改定は見送る

(3) 今後の課題

- ・ 維持管理コストと最大徴収使用料の乖離のうち 50%を公費負担としており、前回の改定では激変緩和措置として更に 25%を公費負担に追加したが、受益者負担の原則からは、本来は受益者が全額負担すべきという考え方もあるなど、受益者負担割合のあり方については、引き続き検討が必要
- ・ 文化センター系など 3 カテゴリーごとに改定率を分析しているが、原価計算において乖離率が大きい施設については個別改定を行うなど、施設別分析の更なる活用について引き続き検討が必要

2 こどもを対象とする個人利用の料金区分について（令和 6 年 4 月より適用）

地域の歴史・文化に触れる学習機会や、健康増進・体力づくりの参加機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、こどもを対象とする個人利用の料金区分の見直しを実施する。

- ・ 現在、個人利用の料金区分の対象を「中学生以下」で設けている施設については、区分の対象を「高校生相当年齢以下」まで拡大する
- ・ 「高校生相当年齢」については、社会通念上の「高校生世代」とし、高等学校等への就学の有無に関わらず、18 歳を迎えた年度末までの者とする

3 使用料等の 8 回目の特例的措置について

令和 2 年 10 月 1 日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したが、特例的措置により、令和 6 年 3 月 31 日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

区では、アフターコロナにおいて、施設の利用促進を図ることによって各種団体等の活動の活性化を後押しするため、8 回目となる特例的措置を実施する。

(1) 特例的措置の延長の内容

令和 5 年 5 月には、新型コロナは感染症法上の 5 類に移行し、ワクチン接種についても特例臨時接種から定期接種へと変更されるなど、社会環境は大きく変化している。

しかしながら、物価高といった状況下もあり、各種団体等の活動はコロナ禍以前まで回復したとは言い難く、引き続き施設利用者への支援策が必要となっている。

そこで、区ではアフターコロナにおいて、施設の利用促進を図ることによって各種団体等の活動の活性化を後押しするため、令和 6 年度の 1 年間に限り、特例的措置を延長する。

(2) 対応方針

①各施設の対応

- ・ 指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応

- ・ 区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応

②利用者等への周知

- ・ 区ホームページへ掲載（令和6年2月2日～）
- ・ 区報令和6年3月1日号へ掲載
- ・ 各施設における掲示等

③その他

- ・ 令和7年4月1日利用分から改定料金を適用
- ・ 令和6年度一般会計当初予算案及び令和5年度一般会計補正予算案(第6号)において影響額を反映済（財政影響額△142,413千円）